

## 中近世移行期における城館の成立と地域社会

〈慶長期島津氏の場合〉

福永素久

はじめに

戦国期の動乱を経て、慶長二〇（一六一五）年の大坂夏の陣で豊臣家が滅ぶまでの間、日本史において中世から近世へ代る過渡期でもあった。これは城郭史にも言える事で、「土作りの城」から「石垣の城」へと例えられるように、外向面から大きく変った<sup>1)</sup>。そして、織田権力・豊臣の統一政権によって、平定された地域に家臣が転封する。そしてその居城として、その織豊系城郭の技術で築城し、あるいは既存の中世城館を改修する事によって、近世城郭の原型ともいふべき織豊系城郭が全国へ伝播されていったのである。

一方で、「城郭の近世化」は技術面のみならず、転封された大名がその統一政権により与えられた領内の安定化を目指し、刀狩令・検地といった兵農分離政策を実行させた<sup>2)</sup>。その拠点となったのが、彼らの居城であり、従来、軍事拠点としての城郭が政庁化していった事も、大きな特徴だといえるだろう。

また、転封された大名は、与えられた領地の安定化と、周辺の大名との緊張関係が続いた慶長期において、領内に支（端）城を築き領国経営の役割を担わせた。大名が領国経営の拠点として、端城を築く事は戦国期からあり、個々の戦国大名が単独で実施したものであった。しかし、豊臣・徳川統一政権により転封された大名は、言い換えれば統一政権に

承認された大名であり、政権の政策に従う事を条件としたものであった。仮に従わない場合は淘汰され改易される怖れがあったからである。そこで、転封された大名は自分の意思よりも、統一政権の意図に沿い周辺の大名の緊張関係により、適度な場所に端城を置いた。

そこで、慶長期において端城がどのように再編され地域社会にどのような影響を与えたか、城郭史の視点で「地域の近世化」を考える事に意義のある事ができる。本論は慶長期九州の場合、統一政権に政権に承認されてものの転封されずそのまま領国が安堵された島津氏を事例に、慶長期の城郭政策を考察してものとする。

島津氏は、鎌倉期以来南九州を拠点に天正一七（一五八七）年の九州平定まで、九州の大半を占めていた。その九州平定以後、豊臣秀吉により薩摩・大隈・日向の一部の領土が安堵され、以前より削減されたものの、関ヶ原の合戦を経て、ずっと留まることに至った経緯がある。その結果、中世以来の領国支配体制を近世に経ても脱皮できない状況があったと先学の研究で指摘されてきた。それを特徴として挙げられるのが、「外城制度（とじょうせいど）」である。しかし、その外城制度も慶長期に、豊臣・徳川の統一政権において、再編が行われている。筆者はこの時期の再編こそ、島津氏が戦国大名から近世大名へ脱皮を図ろうとした表れと考えている。

外城制度による先行研究として、原口虎雄氏や桑波田興氏らの研究が

ある<sup>3)</sup>。しかし従来の研究では、外城制度を制度史または経済史的な視点での研究しか、行われなかった。近年に入ると、堂込秀人氏や若山浩彰氏らが、城郭史的な視点での研究が行われている。そこで、城郭史的な視点で、中近世移行期である慶長期の、外城制度の形成を見ることに意義があると考ええる。

そこで、本稿の研究目的として

- ① 戦国・慶長期の薩摩国にかけての城普請を考察し、それに深く関つた「検使」に着目する。
- ② 慶長期に行われた、外城の再編について出水麓を事例に、慶長一七(一六一二)年と元和六(一六二〇)年の『出水衆中軍役高帳』を用いて詳しく考察する。
- ③ 元和元(一六一五)年の一国一城令により端城が破却されたものの、江戸期においてどのように、中世城館が人々に意識されてきたか考察する。

の以上三点で考察することにした。

なお、本章で主な事例地として取り上げる出水麓(現鹿児島県出水市・郡)は、島津領国内において最大の麓集落であり、『出水衆中軍役高帳』など良好な史料が残っている事、そして、肥後との国境に近い事から、多くの中世城館が集中しているの、本論で取り上げる事にした。

#### 一、島津氏領国下の城普請と領国経営について

##### ・外城制度について

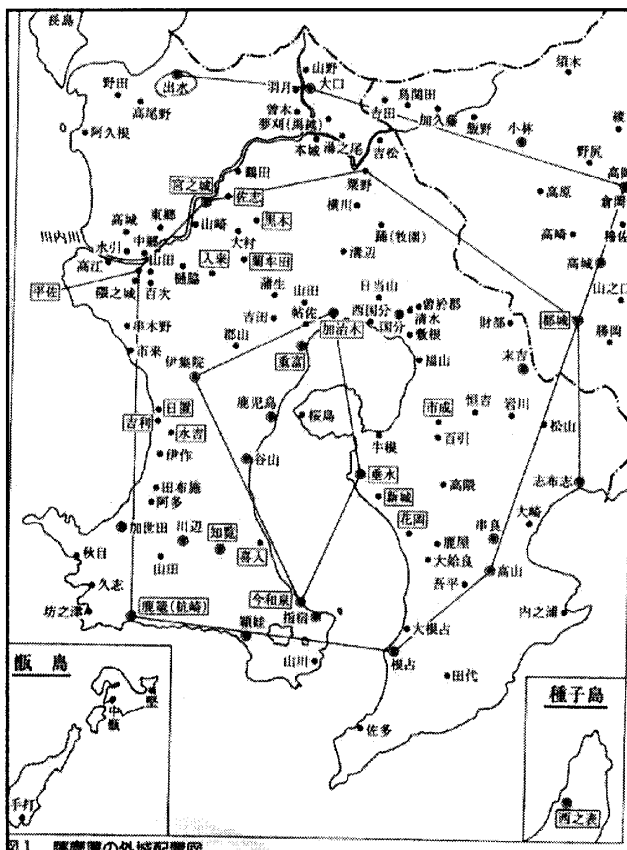
考察に入る前に外城制度について説明する。外城制度は、地頭仮屋を設け周囲に「麓」と呼ばれる武家屋敷の集落を形成し、地域の行政を管

轄する一方で、有事の際に地頭の指揮下、郷士と呼ばれる武士が軍団を形成する制度である。また、その郷士の集団は地頭仮屋から離れた場所に「衆中」と呼ばれる集団を形成させ、自給自足の生活をしていた。そして表一のように、麓では地頭をトップに、暖(あつかい・行政)・組頭(外城の警備)・横目(訴訟)の三役の下、郷士は表中の郡見廻等の職務に就いていた。

また外城は、戦国期から存在しており、島津家臣の上井覚兼が書いた『上井覚兼日記』の天正二二(一五八四)年四月四日付けの記事に、「此日、諸外城へ兵船又八上乘儀申渡候也」という記述がある<sup>4)</sup>。これは、諸外城の地頭達に対し、兵と船を差し向ける事と上乘(水先案内)を、覚兼が頼んだと解釈できる。またこの日記には、外城以外にも、「地頭」・「麓」・「衆中」などの外城関連の用語が出てくる。それらの事からも、戦国期からこの制度は存在していた事がわかる。しかし、戦国期と近世期との外城制度の大きな違いといえば、本論第一章で述べたように、個々の戦国大名は占領地の領域支配の拠点として、領内に端城を設けている。これは島津氏も同様で、外城もその一環として配置が行われた。その後、外城が近世においてどのように変化した後述するが、その後、分離・統合を経て、明治維新まで一一三の麓が形成された(第一図<sup>5)</sup>)。

##### (一) 戦国・慶長期の城普請の事例と「検使」との関り

・戦国期島津氏領国下の城普請について  
 まず、戦国期の島津氏領国内の城普請について考察していきたい。そこで平佐城(鹿児島県薩摩川内市)を事例に見ていく事にする。天正一四(一五八六)年一月一日に伊勢平左衛門が出した書状には、次のようにある。



第1図 薩摩藩の外城配置図

【史料一】

掟

- 一、平佐御城普請二付而、普請衆兵糧渡方之儀、一日二三度、忝人二付七合五夕ツ、の事、
  - 一、就右之儀二付、御蔵入より可罷出、御用物并普請并之事可随御觸事、
  - 右、兩條之事、北郷作左衛門殿・相良新右衛門殿ヨリ可被仰付候間、いるかせなく可被相調也、
- 天正十四年十一月十一日 伊勢平左衛門(貞成)  
 鬼塚主税介殿  
 宮路三之丞殿

〔旧記雜録 後編二〕、二一〇号文書。〕

とある。ここでは、平佐城の普請で鬼塚・宮路両氏は、兵糧の渡し役であり彼らには、普請に従事するものに一日に三度、一人当たり七合五夕（しゃく）づつ配るよう指示されている事が分かる。しかもその費用が、「就右之儀二付、御蔵入より可罷出」とあるように、島津本家の「御蔵入」から出す事が記されている。そして、史料中に出てくる、北郷作左衛門殿・相良新右衛門殿が、その普請奉行であったと考えられる。また『日本城郭大系』巻一八によると、平佐城はこの史料が出された当時、地頭の桂助の居城であった。一方で、この書状を出した伊勢貞成は、当時島津家当主の、島津義弘直属の家臣であった。以上の事から、島津義弘から伊勢貞成に命令し、【史料一】のような命令を出した事がわかる。

この平佐城の普請を元に考えると、地頭の居城普請に島津本家が直接関与し、その事からも、島津氏による領域支配の手段の一つとして用いられた事がわかる。

・「御城取検者」について

先程述べたように、島津氏が地頭の居城普請に関与している事からも、領国支配の手段の一つであり、その間に介在する存在として、「検使・検者」と呼ばれる役人の存在が考えられる。戦国大名の領国支配において、検使が果たした役割については、馬部隆弘氏や三重野誠氏の先行研究で、戦国大名が領国支配の掌握に重要な存在である事が指摘されている。もちろんこれは、島津氏にも存在したと考えられる。

そこで、重永卓爾氏は島津氏の中に「御城取検者」と呼ばれる検使が存在した事を指摘した。

【史料二】

廿六日<sup>乙</sup> 天陰  
(中略)

富之隈より御両使本田與左右衛門・田代甚介被參候、穎娃城御城取 檢者として、鹿嶋右衛門尉・弟子丸右京亮被參候、(後略)

(『御日記』慶長六(一六〇一)年正月二六日付<sup>⑩</sup>)

とある。これは、島津忠恒(のちの家久)の日記にある記述で、穎娃城の城取檢者として、鹿嶋・弟子丸両氏が派遣されている事が窺えらる。

穎娃城は、中世期以来穎娃氏の居城であったが、天正一五(一五八七)年に久虎が死去すると、袈裟寿丸が跡を継いだ。しかし、翌年の天正一六年十一月に薩摩国谷山郡山田村(現鹿兒島市)に転封される事を、島津義久から命ぜられ以降、穎娃城は破却された<sup>⑪</sup>。そして、慶長五(一六〇〇)年に、前年に日向で起こった庄内の乱後の戦後処理により、伊集院忠真が穎娃に一万石で転封されると、**【史料二】**にでてくる、「御城取檢者」が派遣されてきている。

重永氏は、檢使の一人である、鹿嶋右衛門尉が、後に日向高岡の麓の再編に関っている事からも、「城取檢者」が麓の再編に関すると言う事は、土木技術や軍事に長けている性格を持つと指摘した<sup>⑫</sup>。「城取」とは、一見して城を破却する事や占領するといった意味合いに捉われがちだが、小学館『日本国語大辞典』によれば、「城取(しるとり) 城郭を構え設けること。また、城の設計や構造、城がまえ。築城」とあり<sup>⑬</sup>、つまり、島津氏の領国支配の掌握する手段の一つとして、城普請が挙げられるなら、檢使の中にもこういった城普請に専門的な檢使として、「城取檢者」が存在したと考えられる。

(二)「御城取檢者」の実例

もちろん、城取檢者が穎娃城以外にも派遣された事が推測でき、具体的にその動向について、出水麓を事例に詳しく見ていくことにする。

出水麓は、元々、島津氏の分家である薩州家が、出水ヶ城(別称・亀ヶ城)を拠点としていた。しかし、文禄二(一五九三)年に起きた、豊臣秀吉による文禄の役の際中、薩州家島津忠辰が不手際により、秀吉から改易された。以来、薩州領は没収され、豊臣家直轄の蔵入地となり、石田三成・細川幽斎らの管轄下に置かれた。そして、後に起きた慶長の役において、島津本家の島津義弘が戦功により、出水五万石が慶長四(一五九九)年に返還された。それを物語るものに、次の史料がある。

**【史料三】**

御知行方目録

- 一、四百六拾五石壹斗五升五合 薩摩国本郡高上知しき村
- 一、五百五拾六石六斗八升五合 同 中知しき村
- 一、五百六拾九石九斗八升五合 同 下知しき村
- 一、八拾石貳升五合 同 高瀬村
- 一、百九拾四石三合 同 郡山村
- 一、百拾三石五升五合 同 浅熊村
- 一、四百拾壹石六升九升一合 同 柿木村

(中略)

都合壹万九千七百廿八石六斗九升五合

- 一、壹万石 出水郡内羽柴対馬守 普知行分
  - 一、壹万石 大隈薩内御蔵入分
  - 一、六千三百石 薩内石田治部少輔分
  - 一、三千石 同国内幽斎分
- 惣都合五万石

右、於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候處、御父子被及一戰、則被切崩、敵三万八千七百余被<sup>(マ)</sup>打捕之段、御忠切無比類候、依之爲御褒美、薩州内

藏入給人分、有次第一圓二被宛行訖、并御息又八郎殿

被任少将、其上御腰物長光、義弘へ御腰物正宗被爲拝領

候、於當家御名譽到候也、仍状如件

慶長四年 正月九日 長東大藏太輔<sup>(正家)</sup>

石田治部少輔<sup>(三成)</sup>

増田右衛門尉<sup>(長盛)</sup>

浅野弾正弼<sup>(長政) (本マ)</sup>

徳善院<sup>(前田玄以)</sup>

羽柴薩摩少将殿<sup>(家公)</sup>

〔『旧記雑録 後編』三、六四九号文書<sup>(1)</sup>〕

とある。このように、慶長の役の功績により旧薩州領は、長東正家・

石田三成・増田長盛・浅野長政・前田玄以の連名の下、返還された。

こうして、元々あつた出水ヶ城を修築する形で、普請が開始されたの

である。出水が島津氏に返還されて直後から、出水ヶ城の普請に取り掛

かっている事が以下の史料から窺う事ができる。

【史料四】

以上、

急度申上候、

一、我々事、二月廿七日二出水へ大坂出船仕、日數十六日

二下着仕候、翌日二鹿兒嶋へ申通候之条、北郷作左衛門

尉・比志嶋紀伊守罷越請取申、吉日にて候之間、今

月十日二御城祝在之事二候、於様子者兩人被申上候事、

一、出水肥後堺目、昔ヨリの様二ほうじ見究申候間、可御心安事

(中 略)

一、出水之御城一段結構之御城之由、各功者衆申候之間、

目出奉存候、於様子者急度繪圖を仕、細、可申上候、

市来治右衛門尉へ繪圖者申付候事、

一、いつミの本城ヨリあぐね邊之分、先、大方之見様にて御

座候へとも、能さう二御座有とおとなしき者共申候条、

先以申上候、次第二善悪之通委可申上事、

(中 略)

<sup>(米カキ)</sup>  
<sup>(慶長四年)</sup>

上井神五郎

三月十四日

里兼(花押)

桂太郎兵衛尉  
忠銓(花押)

川上四郎兵衛尉殿

圖書殿

〔『旧記雑録 後編』三、六八九号文書<sup>(1)</sup>〕

とある。これは、上井里兼と桂忠銓の島津家直属の家臣が同じ家臣の

川上四郎右衛門と、官途名だけで、本名不詳の図書頭に宛てた書状であ

る。上井里兼は、「上井覚兼日記」の作者である上井覚兼の直系の一族

であり、史料中の上井と桂両氏は島津直属の家臣である事が分かる<sup>(1)</sup>。

また、冒頭の「我々事」とあるように、両氏は大坂を発つた後に、出

水に赴きその場で書いた事も分かる。その史料の下線部では、出水ヶ城

が城郭として良いと各功者の者が言っていると書かれている。この各功

者衆は、おそらく城普請に関して専門的な知識を持った人であると推測される。さらに出水ヶ城の様子については、市来治右衛門尉に絵図を書かせる事を指示し、それを、当時島津本家の拠点であった、帖佐（現・鹿児島県始良町）にいた、川上と図書の両氏に伝え居ている事が分かる。以上の事から、上井と桂両氏がいわゆる「御城取検者」である事が考えられる。そしてその検使に随行したのが、各功者衆である事が考えられる。

さらに、翌慶長五（一六〇一）年正月には、以下のような書状がきている。

【史料五】

巳上

出水表在番之儀、別而辛勞之至候、就其城普請之儀、

随分念を入、毎日無懈怠在番之者共二申付、肝要候、無

餘儀普請之時者、太田吉兵衛丞、白坂七右衛門入両人へ

令熟談、諸在郷へ可申付候、惣別百姓猥二召遣候事、一

切停止之由喪申聞候之条、其心得尤候、謹言

（朱カキ）

正月七日

（義也）  
維新（花押）

宮原左近入道殿

（『旧記雑録 後編』三、一〇〇五号文書<sup>17</sup>）

とある。これは、島津義弘が出した書状で宮原左近入道という人物に宛てている事がわかる。この史料では「就其城普請之儀」とあり、本格的な普請が始まっている事が窺える。そして、「無餘儀普請之時者」とあるように、もし普請が仕方なく規模が大きくなる場合は、太田吉兵衛丞と白坂七右衛門と良く相談するように書かれている。つまり、この段階に入って、太田と白坂の両氏が「城取検者」と考えられ、宮原左近入

道は出水に在番していた者であると推測できる。

さらに、この年の九ヶ月後には以下のような書状が出された。

【史料六】

八月廿日之 御書 七日二忝奉令披見候、

一、出水之儀、国境にて候条、在國之人衆ハ皆以いつミへ

可召置之由 上意候、御尤奉存候、爰元も如此談合

仕候、弥可奉仕 御意事

一、出水境目之儀候条、自然他方ヨリ申来儀共雖有之、吉凶

共遠慮可仕之由被 仰下候、具奉得其心候、然者去月

從富隈毛、御使以此一段儀堅被 仰聞候間、朝暮無

油断守 上意罷居申候、以来忘却申間敷事、

一、拙者事、稔可致在國之旨、每度被 仰下候間、上意

之様二出水へ在宅申候、尤此節者御用二雖不罷立候、人

數迄二上洛申度儀に候へ共、御意次第二堪忍仕候事、

一、出水御城普請并御蔵入方之儀、何も油断不申候、雖然

如此度、節、可被加 御下知事奉仰候、此等之趣、宜

預御披露候、恐惶謹言、

本田六右衛門尉

九月十一日

正親（花押）

（新納長住）  
旅庵老

（『旧記雑録 後編』三、一一六八号文書<sup>18</sup>）

とある。本田正親は、出水麓の初代地頭で慶長一二（一六〇七）年まで出水に赴任した、島津本家老中である。この【史料四】と【史料六】の出水ヶ城においての普請の動向から、「城取検使」らしき役人が、当初は川上氏・桂氏↓太田氏・白坂氏と交代していき、最後には地頭とな

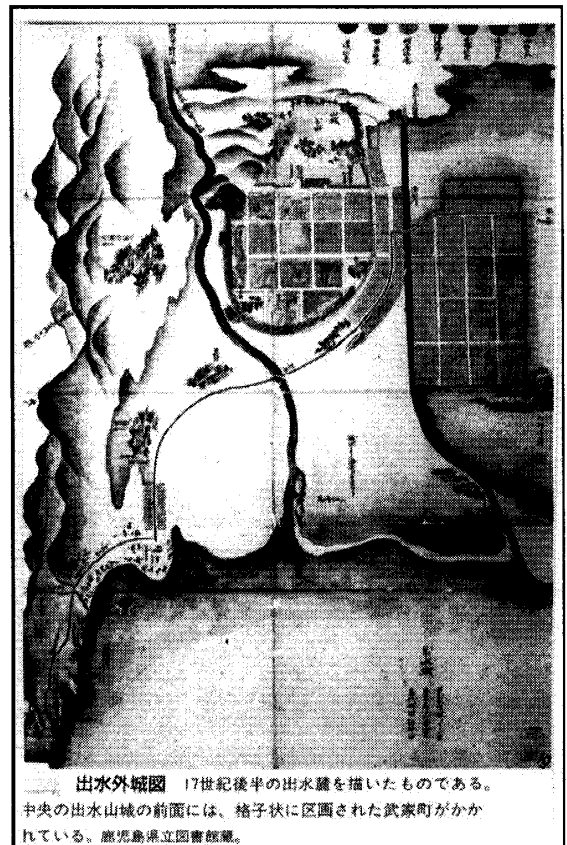
る、本田正親に普請の監査役が受け継いだ事になる。それは、当初、島津家が領国支配の一環として行われた城普請に関与する事により「城取検者」の派遣を行った。そして、ある程度、普請が完了すると領域支配をより本格的に実施するにあたって、行政的な能力を持った地頭に、その検使の職務を委ねたと考えられる。

以上のように、戦国期から慶長期にかけての島津領国下の城普請を考察してみたが、検使あるいは検者を用いて、島津本家が直接普請に関する事で、その地域支配を掌握しようとした事が窺われる。しかし、その間に起きた天正一五（一五八七）年の九州平定により領地が安堵されたものの、それ以上の領地拡大は不可能になった（琉球出兵を除く）。

その結果、遠征地等で召抱えた武士が限られた領内に流入してきた。また、九州平定の後、島津領国周辺に転封されてきた大名（小西氏・加藤氏など）との緊張関係から、外城の再編する必要に迫られたのである。そしてこの外城が存続出来たのも、天正一四（一五六六）年の豊臣秀吉の朱印状に書かれてあるように<sup>19</sup>、破却する城としない城の区別は、その大名に任せるといった側面からあるのではと考える事が出来る。もちろん、再編する際には、島津領国内の中世城館はある程度破却されたと推測できる。しかし、この出来事が外城を再編する契機となり、それと同時に島津氏が戦国大名から近世大名へ変化するきっかけとなったと言えるのである。

（三）『出水衆中軍役高帳』からみる、麓の変遷

中近世移行期の麓の変遷を具体的に知る史料として、『衆中軍役高帳』と呼ばれる史料がある。外城制度では、有事の際に麓内の郷土が、地頭をトップに軍団を編成する。その時、石高に応じて軍役を負担するのが軍役高である。薩摩藩では、その軍役高を他の所では呼ばれない、殿役



出水外城図 17世紀後半の出水麓を描いたものである。中央の出水山城の前面には、格子状に区画された武家町がかかっている。鹿児島県立図書館蔵。

第2図 出水外城絵図

分と呼ばれていたと考えられる。『衆中軍役高帳』は郷土の氏名、石高殿約分を明記している。今回示す『出水衆中軍役高帳』も出水麓内（第二図<sup>20</sup>）にあつた、一一の衆中（麓・大川内・軸屋・平松・米之津・今竈・福之江・庄・野田・西目・長嶋<sup>21</sup>）の軍役高について記されている。この『出水衆中軍役高帳』は、慶長期から慶応期（一八六五〜六七）の江戸期全般を通して、壹番〜八十八番まで作成された。そして現存している内最古なのが、貳番の慶長一七（一六一二）年に作成された軍役高帳である。

図三は、その出水外城絵図であり、中央が出水麓の中心である麓衆中が居住していた場所である。今回はその軍役高帳に記載されている、麓衆中分を貳番の軍役高帳と参番の元和六（一六二〇）年の軍役高帳から考察してみることにした。

慶長の軍役高帳の冒頭には、以下のように記されている。

【史料七】

三百四拾式石 五拾主右八斗七升 此外十石黒田藤右衛門殿へ付  
 一高 参百六拾主右石九斗十升 伊集院 主右工門尉殿  
 内十式石者殿役文

〔慶長十七年出水衆中軍役高帳〕<sup>22)</sup>

とある。これは伊集院主右工門と言う人物が三四二石の持高であり、あと十石分が黒田藤右衛門の持高についている事、そして伊集院の持高のうち十二石が軍役を負担する、殿役分である事が分かる。慶長十七年の軍役高帳では、麓衆中には六〇三人の郷士が明記され、その内、一七〇人が持高と殿役分が明記されていた。つまりはその一七〇人が軍役を直接負担していた事が分かる。このようにその内訳は以下のようになる。さらに、慶長一七年と元和六（一六二〇）年との郷士の数を比較すると、以下のような差が生じた（表一）。

慶長一七年の軍役高帳での特徴として、表三で表したように持高が一

表一 慶長一七年と元和六年の軍役高帳に見られる郷士の人数  
 （A、慶長一七年・B、元和六年・単位…人）

|          | A   | B   |
|----------|-----|-----|
| 200石以上   | 2   | 0   |
| 200~100石 | 12  | 4   |
| 100~80石  | 4   | 10  |
| 80~60石   | 17  | 6   |
| 60~40石   | 32  | 0   |
| 40~20石   | 83  | 2   |
| 20~10石   | 108 | 30  |
| 10~5石    | 164 | 45  |
| 5~1石     | 175 | 277 |
| 1石以下     | 6   | 134 |
| 合計       | 603 | 508 |

〇〇石以上の大身が多い事である。この時期で最も多い、伊集院主右工門の三四二石をはじめ一四人が一〇〇石以上の持高を持っている。一方で元和期の場合、持高が小ぶりになり、むしろ小さい石高に分散しているように見える。また、元和六年の軍役高帳では慶長期には見られない現象が起きている。

【史料八】

高 百廿石 加世田川上 源十郎殿  
 高 百三拾八石 同伊尻 帯刀長殿

〔元和六年出水衆中軍役高帳〕<sup>23)</sup>

と一二〇石の川上清兵衛と一三八石の伊尻老岐守が、加世田（鹿児島県加世田市）より移住してきた事がわかる。このように他の麓からの移住者が多い事がわかる。それを以下の表にして示した（表二）。

表中でいう薩州とは、薩州島津家の遺臣の事を指し、出水に居た在地

表二 元和六年軍役高帳にみる移住してきた郷士の出身地（単位…人）

|     |     |
|-----|-----|
| 蒲生  | 50  |
| 帖佐  | 28  |
| 川内  | 5   |
| 加世田 | 3   |
| 菱刈  | 3   |
| 伊作  | 2   |
| 豊後  | 2   |
| 吉田  | 2   |
| 阿久根 | 1   |
| 市来  | 1   |
| 鹿児島 | 1   |
| 肝属  | 1   |
| 栗野  | 1   |
| 庄内  | 1   |
| 薩州  | 143 |
| 合計  | 244 |

の郷士であると考え事ができる。このように、元和六年には、五〇八人麓衆中にいた郷士のうち、二四四人が他の麓の出身地である事がわかる。そして、多いのが蒲生と帖佐であり、蒲生も出水麓と同様に、この当時大規模な移住が行われたと推測される。この大規模な移住は「衆中召



「移し」といわれ、勿論、出水に居た郷士も外の麓へ移住したと考えられるが、移住先については他の麓の軍役高帳が、この慶長期・元和期のものが現存している史料が少ない為、深く考察する事が出来なかった（表三）。

表三 慶長一七年『出水衆中軍役高帳』にみる殿役分（単位…人）

|       |     |
|-------|-----|
| 10石以上 | 1   |
| 5石以上  | 5   |
| 4石    | 6   |
| 3石    | 19  |
| 2石    | 34  |
| 1石    | 105 |
| 合計    | 170 |

また、慶長期に明記されていた「殿役分」が元和六年の軍役高帳には明記されていなかった。「殿役分」は軍役を賦課させる役分であり、福島金治氏の先行研究により、島津氏が戦国期以来使われた軍役分であるとされる<sup>24</sup>。それが、元和に入るとその「殿役分」の記載が無いという事は、そういう責務がなくなったと考えられるのではないだろうか。慶長一七年に六〇七人いた郷士のうち、殿役分を賦課された者は一七〇人で約三分の一を占める。しかも、賦課された者は石高が高い郷士で、一桁単位の石高を持つ者は賦課されなかった。ところが、元和六年の軍役高帳に記載が無いという事は、殿役分という、一部の者に与えられた賦課が今度は全員の郷士に賦課されたのではないかと考える事ができる。その結果、「殿役分」という名称は消滅し、麓にいる郷士全員に軍役を賦課し、地頭がそれを行使するシステムが構築されたのではないかと考える事ができる。

さらに、【史料五】にある、「惣別百姓猥二召遣候事」とあるように、

百姓を酷使しないようにと書かれている事や、慶長四年以前に実施したであろう検地からも、島津氏が実施しようとした、兵農分離政策の一環としての表れが見えてくるのではと、考える事ができる。また慶長一七年と元和六年との軍役帳の中で、元和期になると一石以上五石未満の郷士が増えている事が、表三から窺う事ができる。つまりは、武士でありながら自給自足の生活をする郷士の中で、【史料五】に表れているように、郷士でも百姓を酷使するなという事から、地頭や三役（暖・組頭・横目）といった完全な武士と、自給自足の郷士との間に、中間的な郷士がこの時期に形成されたと考えられる事が出来る。それが、島津氏が目指そうとした近世大名像を見る事ができるのではと考える。

#### （四）小結

以上のように、慶長期の外城の再編を、城普請と軍役高帳から考察して来た。このように、島津氏は慶長期に入っても「検使」の派遣を行なった。しかも、元和元（一六一五）年に徳川幕府から出された一国一城令により、麓の拠点としていた城郭は破却されたが、制度そのものは残り明治維新まで至っている。その結果、島津氏は近世に至っても中世的な領国支配体制を脱していなかったと指摘されてきた。

しかし、本節での考察からも近世化へ向けた兵農分離政策を行っている事が少なからず窺える。天正一五（一五八七）年の九州平定と慶長五（一六〇〇）年における関ヶ原の合戦という、二つの大きな事件は島津氏の領国支配に於いて大きな変化だといえよう。九州平定後は、領土縮小の結果、大量の武士を召抱える結果となり、麓の再編を余儀なく実施した。そして、関ヶ原の合戦以後は、周辺に転封された大名との緊張関係から、麓の再編を実施している。出水麓も、肥後との国境に位置しそこに転封された加藤氏との緊張関係の結果大規模な再編（衆中召移し）

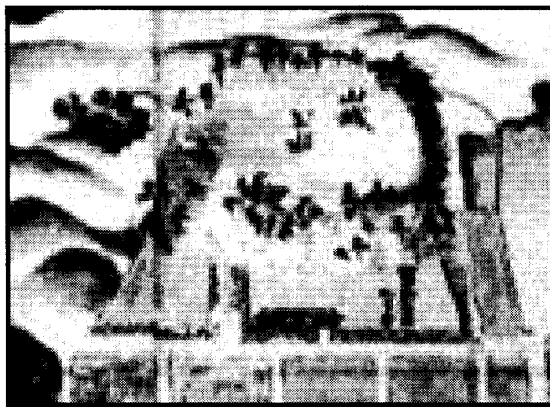
を行つたと考えられる。そして同時に、この慶長期における再編が、島津氏が近世大名となる契機であつたと推測される<sup>55</sup>。

戦国大名が近世大名になる為には、徳川・豊臣の統一政権から承認を受けなければならない。その為には、統一政権に従わなければならない。従わなければ承認されず改易になうからである。勿論島津氏もその事が考えられ、他の大名と幕府との緊張関係と、九州平定以降大量に流入してきた、武士の問題を処理すべく麓を再編し、それと同時に近世化へ向けた兵農分離政策を実施したと考えるのである。勿論兵農分離を具体化するには、他の史料からの検討も必要である。

## 二、近世期外城制度下での中世城館

前章で、述べた後に元和元(一六一五)年の一国一城令により、外城の拠点的な城館は破却された。

しかし、破却されたとはいえ領国内における一部の中世城館は、廃城とは形だけで後の島津家特有の「外城制度」として、実質的な支城制度の核として残つた。この制度の下、山城跡等の開発行為が禁止され、麓(後に郷と呼ばれる武家集落)に住む郷士によつて維持管理がされて来た経緯がある。それを示す証拠として、第二図で挙げた、「出水外



第3図 『出水外城絵図』中に表記してある、出水ヶ城跡

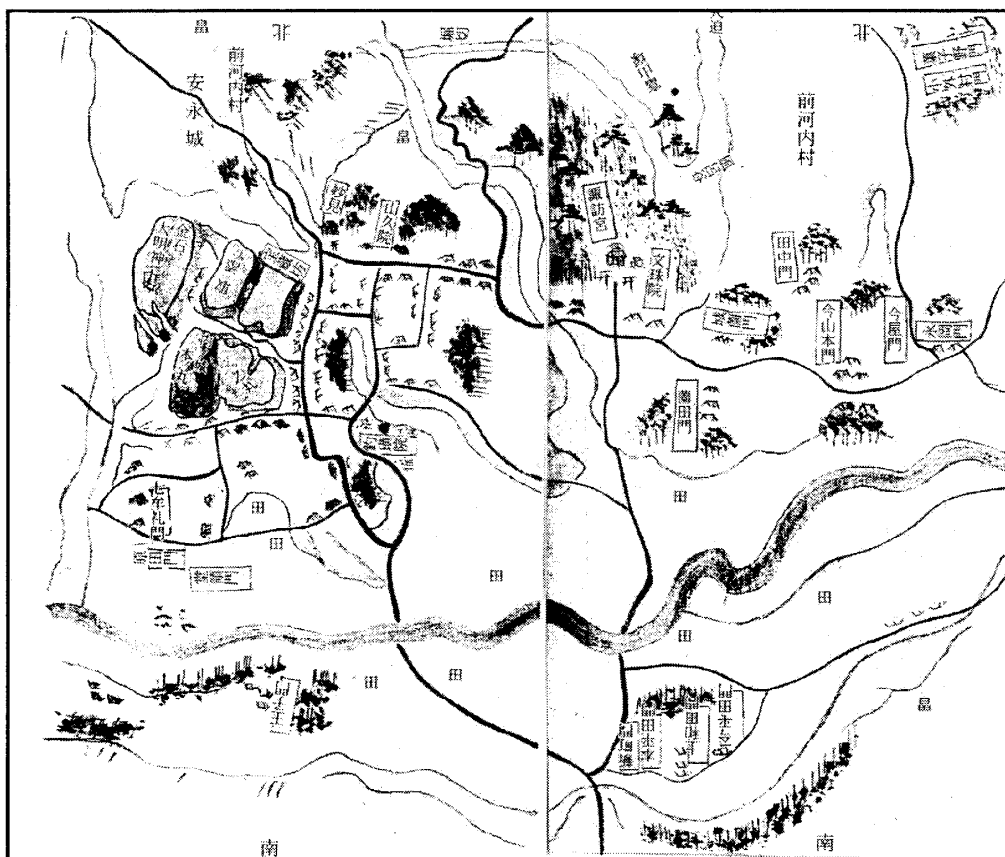
城絵図」にある出水ヶ城跡に注目すると(第三図)、とあり、「山城 出水」と表記してある。通常、江戸期に入ると中世城館跡は「古城」・「城跡」などと明記しているが、ここでは山城として存続しているように見て取れる。こういった背景には他地域と比べて、島津領国内での近世における、中世城館に対する人々の関心が高かつた事は、先学の研究特に城郭史の視点から考察をしている、若山浩彰氏・堂込秀人氏の研究から明らかになってきている。そしてこれらは藩が編纂した、名勝誌等の史料からも窺う事ができる。

そこで、近世を経ても、中世城館は「死んでいる」のではなく、何らかの形で「生かされている」のではと、考える事ができるのである。

よつて本節では、近世期島津領国下において、中世城館の扱いはどうだったか。この地域の代表的な名勝誌『三国名勝図會』で、中世城館はどのように記されているのか。この二点に絞つて考察する事にする。

### (一) 近世期島津領国下での外城制度の取り扱い

近世における中世城館跡のあり方については、堂込秀人氏・若山浩彰氏らによる先行研究があげられる。堂込氏は考古学の視点により近年の発掘調査の成果から、有力守護・島津系の拠点の中世城館から近世の陶磁器・銅銭などの遺物が出土している事を挙げ、近世に至つても何らかの形で利用されていた事を指摘している<sup>56</sup>。それが軍事目的として再利用されたか、あるいは祭祀等に使っていた可能性がある。また若山氏は、『庄内地理志』に収録されている、「前川内村絵図」(第四図<sup>57</sup>)を事例に、日向国安永村(現都城市)にあつた安永城跡周辺には城跡と、麓集落の屋根が描かれているが、近世期において集落の中心となる、地頭仮屋と庄屋屋敷が描かれていない事を指摘し、さらに絵図から城跡を中心に集落が形成されている事を指摘した<sup>58</sup>。その為、城全体は廃城になつたものの、城跡を中心にした集



第4図 「前川内村絵図」(『都城市史 資料編』近世3より)

落の構造が形成されてきたという事を氏は考察している。

また、外城制度下において、中世城館跡の扱いに関して以下の様な事から窺う事ができる。堂込氏は鹿兒島県蒲生町にあった、蒲生麓では、「蒲生衆中高帳」の中に、元禄七年（一六九四）・正徳元年（一七一）

の記録として、「御城内山留役」がある事を指摘した<sup>29</sup>。また、同じ島津領国内である日向国山田郷（現宮崎県都城市）では、明和七年（一七八六）「山田諸役并諸務御免」の中に

【史料九】

- 一、山見廻式人 山田之儀山締方稠敷被仰渡、(中略)
- 一、山留五人 一作見廻式人 役地一石四斗

（『庄内地理志 卷七四』<sup>30</sup>）

とあり、前に取り上げた蒲生麓と同様の役職が存在したと考えられる。さらに、山田郷にあった山田城跡周辺の城山には、次のような禁制の立札があった。

【史料一〇】

禁令立札

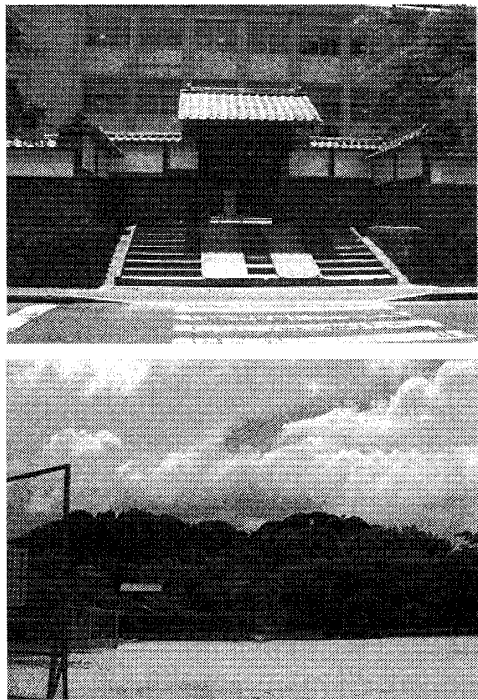
- 一、城山 竹木薪取被召留 一、遠目塚 松枝野火薪
- 一、木場 木之枝薪取同断 一、尾之平 右同断

（『庄内地理志 卷七四』<sup>31</sup>）

とあり、こういった立札が近世に存在していた事がわかる。このように領国内にあった、中世城館は一国一城令により廃城になったものの、その城跡の開発行為が禁止され、麓の郷土によって維持管理されてきた事が、これらの史料から窺う事ができる。

こうしてみると、一国一城令が出され破却を受けたものの、それは城内の建物など一部しか壊してなく、機能そのものが維持し続けたように見える。例えば、出水麓の場合も、出水ヶ城の麓に地頭飯屋を置く例は（第五図<sup>32</sup>）、外の麓にもたくさん存在している。

勿論、時代が下るにつれて分離統合を繰り返し麓が成立すると、その時に城跡とは無関係の場所つまりは、交通上便宜の良い所で形成されて



第5図 出水麓(郷)の地頭仮屋跡  
(上・現出水小学校)と  
亀城(出水が城)跡  
(下・仮屋跡裏)

いる。しかしながら、城跡から離れたとしても放置されずに、江戸期全般に渡って、維持管理されてきたことは、『庄内地理志』等の史料と、堂込氏や若山氏らの研究からも窺う事ができる。

(二) 『三国名勝図會』からみる中世城館

このように、近世期島津領国下では、近世になっても中世城館跡に対する、人々の関心が高かった事がこれらのケースから窺う事ができた。それは、かつての城館跡は近世に至っても、軍事的な目的と麓の中心・核としての意味合いを持っていた事を示している。それを表しているのが、名勝誌でありその代表と言うべきものが『三國名勝図會』である。

・『三国名勝図會』について

『三国名勝図會』(以下、図會)は、島津家家臣である五代秀暁が総裁となり、天保三年(一八四三)に作成された全六十巻の名勝誌である。各郷単位に調整された名勝誌再撰帳を元にして作成された。その内容を、阿久根を事例として目録を示すと次のようになる。

【史料一】

薩摩国出水郡阿久根

|     |     |     |     |      |     |      |      |     |      |     |      |         |       |     |     |     |     |     |        |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|------|-----|------|-----|------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 山 水 | 田代川 | 折口川 | 五色濱 | 鷹口海湾 | 神 社 | 開聞神社 | 高津宮  | 佛 寺 | 蓮華寺  | 舊 跡 | 莫弥城  | 中峯      | 物 産   | 土石類 | 藥種類 | 樹木類 | 鱗介類 | 叢 談 | 阿久根七奇  |
|     | 熊川  | 母子島 | 小濱崎 |      |     | 諏訪神社 | 神社合記 | 佛 寺 | 文殊院  |     | 古城合記 | 陣之尾並陣之平 | 深迫並尻無 | 金鉄類 | 蔬菜類 | 飛禽類 |     |     | 阿久根七名品 |
|     | 高松川 | 光礁  | 倉津港 |      |     | 天満社  |      | 佛 寺 | 佛寺合記 |     | 出水ヶ壘 | 遊行松     |       | 飲食類 | 果實類 | 走獸類 |     |     |        |

このうち、城館は「舊跡」の項目に記載されている。この図會はその

(『三国名勝図會』第二卷薩摩國出水郡阿久根<sup>33)</sup>)

のち明治維新後、島津久光が、明治一四（一八八一）年に入手した写本が玉里文庫に保管され、明治三八（一九〇五）年に刊行されて、一般に公開された。

この『図會』を作成するにあたって、そのベースとなったのが『薩藩名勝誌』と呼ばれる名勝誌である。これは文政七（一八二四）年に各郷の年寄衆の報告を元に作成された。この中で城館については、城名・曲輪名・形態・大小・比高・配置・地形・現状・沿革・伝承を詳細に記してあった。その後、『図會』を作成するにあたって、それを元に「再撰帳」を作成し、調べ直している。その為、『薩藩名勝誌』・『名勝図會』との間では時期が異なるものの、その信憑性は高いとされている。

そこで三木靖氏は、この『三国名勝図會』の特徴として、次の六つを挙げている<sup>34</sup>。

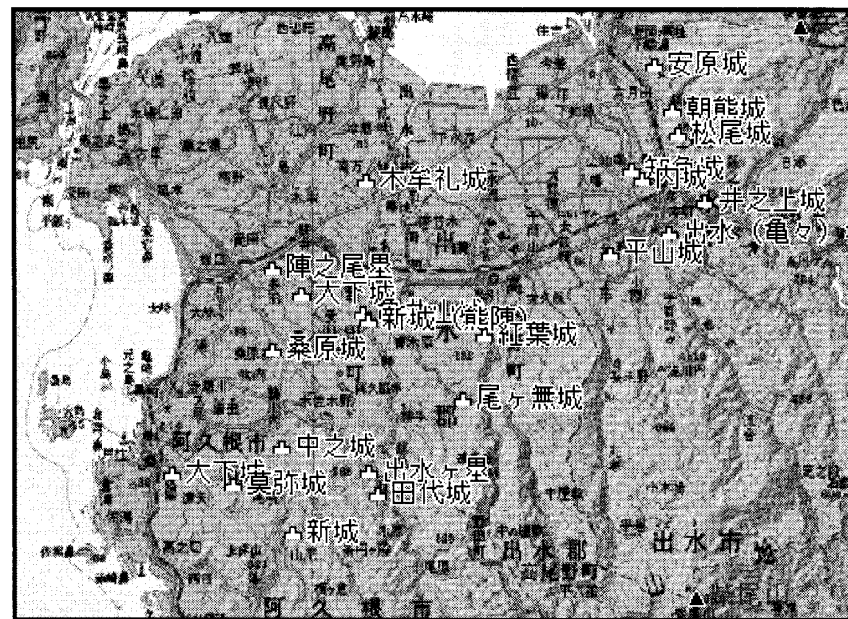
- ① 文献に見られている内容を整理している。
- ② 地元の伝承に触れている。
- ③ 『薩藩名勝誌』に典拠している、中世城館を多く取り扱っている。
- ④ 異称・曲輪名・土塁・空堀等の遺構に関心を払っている。
- ⑤ 大和絵と呼ばれる、鳥瞰図様式に城館跡・風景図を記載している。
- ⑥ 古戦場や紹介している城館跡に関連する、史跡を数多く取り扱っている。

さらに、鹿児島県内で確認されている城館は奄美を除き約八百箇所あるのに対し、『図會』で紹介しているのはその全体で、約2%しか取り上げていない事を指摘している。また、紹介した絵図にも正確さを欠き、しかも有力領主や守護の拠点的な城館については、詳しく紹介されていない事も指摘している。

・出水郡内の中世城館の紹介例

以上の指摘から、つまりは、隠さなければならぬものがあつたから、わざと隠したのではないだろうか。そこで、出水郡内にある城館がどのように記されているのか、見る事にする。

出水郡の中世城館については、昭和六二（一九八七）年に刊行された、『鹿児島県の中世城館』によれば<sup>35</sup>、旧薩摩国内の中世城館は四七八箇所確認されている（第六図）。その内、北薩はその約半数にのぼり、出水郡では四〇箇所であり、北薩全体の五分の一を占めている。この地域の中世城館の成立時期は古く、中には、平安末期まで遡る城館も存在する。その後この地域に、島津氏が進出してきた事により、城主が代わり、戦国末期まで存続した城館も存在する。つまりは、外の地域と比べて存続時期が長いのが特徴である。



第6図 出水郡内の中世城館分布図（『鹿児島県の中世城館』に基づく）

分の二〇箇所を紹介している。その事例として、莫弥城（あくねじょう・現阿久根市）がどのように紹介されているか、見てみる事にする。

【史料二二】

莫弥城 地頭館より辰の方、一里許

阿久根村山下にあり、山上に地主城・假屋城・片野城・野首城・松本城・櫻ヶ城・西之城等の名を分けかつ、鎌倉大將軍の時、寛元四年、十二月四日、神崎太郎成兼に莫弥を賜ふ、成兼因て莫彌を以て氏とし、累世傳領して、當城を治所とせり、莫彌は阿久根なり、永祿の頃は、薩州家の臣、有馬伊豫澄秀是を守れるとかや、按ずるに、義天公第二子島津薩摩守用久は、出水郡に封じられ、出水邑に居り、子孫數代承襲す、是を薩州家といふ、當邑も、其封内なり、故に薩州家の事蹟往々あり、即ち、前の諸神社棟札、大檀那国久・成久・忠興・久意・陽久・義虎は、皆薩州家正嫡世々の人にて、国久は、用久の嗣、陽久は義虎が中ごろの名なり、其家後來の事は、出水の巻に群なり、

(『三国名勝図會』第二卷<sup>36</sup>)

と紹介している。冒頭にある、地頭館は阿久根麓の地頭假屋の事を指し、莫弥城は、その地頭假屋から一里程（約四キロメ）辰（南南東）の方向にあるとし、さらに地主城・假屋城・片野城・野首城・松本城・櫻ヶ城・西之城等の七つの大きな曲輪を、持っていた事を述べている。莫弥城も元和元年の一国一城令により、廃城となった城館の一つである。しかし、元禄三（一六九〇）年まで、地頭假屋は城跡に所在していた<sup>37</sup>。おそらく、『図會』では假屋城と出ているところが、その場所であろう。しかも、廃城後も「阿久根城」と称していた為、政治的な意味合いを持っていたと考えられる。

その結果、内容が城館の様相にはあまり触れられず、かつての城主莫弥氏が阿久根に封じられて以降の伝承しか触れられていない。

莫弥城に対して、木牟礼城（高尾野町）は、『図會』で取り上げている出水郡内の城館の中で、唯一絵図が記載されている（第七図<sup>38</sup>）。

内容は、莫弥城と同様、この城に関する伝承が延べられているが、中に

木牟禮城



第7図 木牟礼城図（『三国名勝図會』第2巻）

表4 『三国名勝図會』に紹介されている出水郡内の中世城館

| 城名    | a | b | c-1 | c-2 | d | 評価 |
|-------|---|---|-----|-----|---|----|
| ★莫弥城  | ○ | × | ○   | ○   | ○ | E  |
| 田代城   | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 上之城   | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 陣之尾   | ○ | × | ×   | ○   | × | I  |
| ★亀井山城 | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 為朝城   | ○ | × | ×   | ○   | × | I  |
| 木牟礼城  | ○ | ○ | ○   | ○   | × | B  |
| 井ノ上城  | ○ | × | ×   | ○   | × | I  |
| 尾崎城   | ○ | × | ×   | ○   | × | I  |
| 平山城   | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| 内城    | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| 朝隈城   | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| 安原城   | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| 松尾城   | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| ★高羅城  | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 中ノ城   | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 新城    | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 大石城   | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |
| 出水ヶ壘  | ○ | × | ×   | ×   | × | G  |
| ※★亀城  | ○ | × | ×   | ○   | ○ | E  |

凡例

a…城名が記載されている。b…絵図が載っている。C-1…説明（詳しく）、C-2…説明（紹介・伝承のみ）。d…戦国期以降まで存続（近世初期までの間）。

評価(但し、該当する項目が無いケースもある。)

A…全て記載されている。B…aとb、c-1、c-2記載されている。C…a、b、c-1のみ記載。

D…a、b、c-2のみ記載。E…aとセットでc-1・c-2の中でdに入っているもの。F…aとbのみ G…aのみ H…aとc-1のみ。I…aとc-2のみ。★…近くに麓があるもの。※…出水ヶ城の事。

【史料一四】

古城合記 平山城 武本村にあり、往古和泉氏の一族居城なりといふ、△内城 知識村、上知識にあり、往古平城氏居城なりといふ、△朝隈城 鯖淵村下鯖淵にあり、往古朝隈氏居城なりといふ、(以下略)

【史料一三】

は島津分家である総州島津家の拠点であった。しかし応永二九年(一四二二)に同じ分家である、奥州島津家の攻撃によって落城となり、以後使われなくなった経緯がある<sup>④</sup>。つまり木牟礼城は戦国期には存続していなかった。この為この城が、軍事的・政治的な意義が近世においては、無かった事が窺える。そこで、絵図や城館の様相など詳しく書く事ができたと考えられる。

と記し、ここでは木牟礼城の様相に紹介している。木牟礼城

(『三国名勝図會』第二卷<sup>⑤</sup>)

そして、近世期出水郡内で一番大きい麓が、出水麓であり、その核となったのが、出水ヶ城である。『図會』でもこの城に関して紹介している。亀城の場合、内容が秀吉による九州平定以降の伝承のみしか取り上げていない。他に紹介されている城館も古城合記という項目に簡単にしか紹介されていない。

例えば

【史料一三】

は島津分家である総州島津家の拠点であった。しかし応永二九年(一四二二)に同じ分家である、奥州島津家の攻撃によって落城となり、以後使われなくなった経緯がある<sup>④</sup>。つまり木牟礼城は戦国期には存続していなかった。この為この城が、軍事的・政治的な意義が近世においては、無かった事が窺える。そこで、絵図や城館の様相など詳しく書く事ができたと考えられる。

と記し、ここでは木牟礼城の様相に紹介している。木牟礼城

(『三国名勝図會』第二卷<sup>⑤</sup>)

そして、近世期出水郡内で一番大きい麓が、出水麓であり、その核となったのが、出水ヶ城である。『図會』でもこの城に関して紹介している。亀城の場合、内容が秀吉による九州平定以降の伝承のみしか取り上げていない。他に紹介されている城館も古城合記という項目に簡単にしか紹介されていない。

例えば

古城合記 平山城 武本村にあり、往古和泉氏の一族居城なりといふ、△内城 知識村、上知識にあり、往古平城氏居城なりといふ、△朝隈城 鯖淵村下鯖淵にあり、往古朝隈氏居城なりといふ、(以下略)

(『三国名勝図會』第二卷<sup>⑤</sup>)

というように、場所とかつての

城主の名前しか紹介されていない。

以上のように、出水郡内で紹介されている城館について、どのぐらいの記述内容で、紹介されているのかを表にして示した(表4)。

表で示したように、城名が書かれているものはa、絵図があるものはb、紹介が詳しいものはc-1、紹介が古城合記のように、簡単な伝承と出自のみに終わらせているものにはc-2、そしてその城館が戦国期まで存続していたものにはdとして示した。さらに、後の麓の基礎となった城館には、星印を付けた。その上でA、Iの九段階に分けて評価を行った。その結果、A:0、B:1、C・D:0、E:8、F:0、G:6、H:0、I:3と、EとGが圧倒的に多かった事がわかった。Bと評価できたのは木牟礼城だけで、戦国期まで存続した城館については、あまり詳しく紹介されていない事がわかる。紹介された城館の中で、麓の基礎となった城館は、莫弥城・亀井山城(野田町)・高羅町(東町)・亀城である。そして、紅葉城(高尾野町)もその一つであるが、『図會』には紹介されていなかった。先に述べた四つの城館に紹介については、木牟礼城のように城館の様相など、詳しい記載が見られなかった。

以上のように、近世期島津領国下において中世城館に関する関心が高い事が、今回の考察で明らかになった。しかも外城制度の下、城跡の開発行為の禁止や郷土による維持管理で、中世城館跡は近世においても政治的・軍事的な意味合いを持つていた事になる。つまりは、一部の中世城館は近世に至っても「活かされている」事を窺う事ができる。その証拠として名勝誌など、藩が編纂した書物にもその影響がでている。特に以上のように、『三国名勝図會』で、出水郡内の中世城館の記述に関して言えば、薩摩藩の軍事上不都合なところが、あまり紹介されていないかった事がわかった。しかもこの名勝誌が明治になって刊行され、一般に

公開された事から、ある程度の秘匿性を持つていた事を窺う事ができる。しかし、明治期になって刊行するにあたって、ある程度の修正を加えた可能性も否定できない。よって、今後は史料原本を詳しくみていく必要がある。また、こういった名勝誌に城館がクローズアップされている事は、それだけ中世城館跡に関する人々の関心が高かった事が、本節での検討により今回明らかになった。

#### まとめと今後の課題

以上のように、慶長期における島津氏領国下の城郭政策と端城普請と題して、考察してきた。島津氏は戦国期にわたり、領土を拡大しその占領地の領域支配の拠点とし端城を築き、外城としてきた。そして、その領域支配の一手段として城普請に島津本家が関与し、それを介在する存在として、「城取検者」がいた。しかし、天正一五(一五八七)年に起きた、九州平定以降は、領土が安堵されたが、薩摩・大隈・日向の一部と限定され、しかも召抱えた武士が一気に流入する事になった。その結果、そんな武士達を住まわせる為、大規模な再編を実施し、近世期外城制度の基礎が形成された。そして慶長五(一六〇〇)年に起きた関ヶ原の合戦前後は、領国周辺に転封された大名との緊張関係から城普請が、さらに活発化していった。この二つの大きな事件は麓を再編する大きな契機となり、同時に島津氏が近世大名に脱皮しようとする表れといえる。

一方で、「出水衆中軍役高帳」からも、慶長から元和にかけての大規模な移住からみて分かるように、近世化へ向けた兵農分離政策の一環としての表れが、見られる。つまりは、島津氏も中世的な領国支配体制を



受け継ぐも、兵農分離政策を実施した事が窺える。今後は「検地帳」や他の史料そして、他の麓の事例を見る必要がある。

筆者は本年度修士論文で、島津氏の他に慶長期に豊前へ転封した細川氏を事例に考察してきた。細川氏の場合は端城の持つ機能が、軍事と行政という二元性を持つていたのに対し、島津氏の場合、戦国期以来の端城経営に脱してなく、軍事的な要素が強い事が修士論文で窺うことが出来た<sup>40</sup>。その背景には、転封された大名と転封されなかった大名との間では地域の近世化において、時間差が生じた。つまりは近世化がスムーズに進んだ細川氏と、転封されず、そのまま安堵されたものの、在地との繋がりと独自の領国支配から脱する事ができなかった結果、近世化に遅れた島津氏との間に差が生じた。

木島孝之氏は縄張り論の立場から、薩摩も含めた南九州の中世城郭の特徴として<sup>41</sup>、主郭(本丸)など主要な曲輪の一部にしか、織豊系城郭の技術が見られないと指摘し、近世城郭の限界点であると指摘している<sup>42</sup>。一方で、宮武正登氏は、筑前の秋月氏が、日向高鍋へ転封された際の事例として、兵農分離と家臣団再編の実施による大名権力の一元化<sup>43</sup>近世城郭の成立前提という法則だけでは、完全に把握し切れない在地側の論理が有ると指摘している<sup>44</sup>。つまり、島津氏の場合、大量の武士を限定された領国内にいか配置するかが、その当時課題としてあり、また他の大名との緊張関係から外城を再編する要因になったと考えられる。そして、外城の拠点的城郭を下手に織豊系城郭に改修すると、かえって、豊臣・徳川の統一政権に睨まれる可能性がある。そこで政権に従うという意思表示の表れとして、一部の城館に限定的に織豊系技術を取り入れた事から、島津領国内においての近世城郭としての到達点であると考えられる事が出来る。

そのもう一つの意思表示として、元和元年の一国一城令により、外城の拠点としての城郭が破却された。しかし、それは建物を取り壊すのみに留まっており、後に麓の郷士により、維持・管理されてきた事からも温存してきた事が堂込秀人氏と若山浩彰氏らの先行研究から実証されている。つまりそのまま城館を残すとまずいと言う事で、幕府に対する意思表示の表れとして、建物のみを破却したと考える事ができる。また、『三国名勝図會』の藩が編纂した名勝誌からその城館群の紹介に関しての秘匿性からも窺う事ができる。

島津氏の近世期における外城制度は、戦国大名の端城経営をそのまま引き継いだと考えられ、流入してきた武士を、郷士として自給自足の生活を強いて、麓の防衛を担ったと考えられる。それらの事から、外城は細川氏の端城とは異なり、行政面よりも軍事的に優先されたものと推測される。近世期において、一部の麓は交通上便宜の良い場所へ移動し、中世城館から離れた位置に形成された事例もある。これも、言い換えれば交通上便宜の良い事は、防衛する点において都合の良い場所である事を意味する。出水麓の場合は、出水ヶ城のすぐ近くに肥後へ通じる、薩摩街道が通っていた為移動する事は無かったが、肥後との国境に近い事からも、軍事面を優先した麓の性格を示していると言えるだろう。

最後に、慶長期は大名にとっては緊迫した時期でもあった。豊臣・徳川の統一政権により承認された大名が、転封された彼らは領内の安定化を図る事を第一に考えた。かつて九州平定の後、肥後に転封された佐々成政が、その直後に起こった国人一揆の責任をとらされ、豊臣秀吉により改易された。その事からもわかるように、領内に何かが起これば、改易される心配があったからである。また、周辺の他の大名との緊張関係がこの時期にもあり、領内における情勢の安定化と他の大名との緊張関

係により、端城を再編したのである。その社会的背景が、修士論文で取り上げた細川氏・島津氏双方の共通の課題としてあり、他の近世大名と同様慶長期における城郭政策に反映されたと言えるだろう。

そして、慶長二〇(一六一五)年の大坂の陣により、徳川家最大の敵である豊臣氏が滅ぶと、さらに日本国内の安定化を磐石なものにする為、一国一城令を発布した事により、その端城の使命は終えた。さらに三代将軍徳川家光によって、「寛永の一国一城令」と「正保城絵図」を出された事によって、全国の大名の居城を把握し、幕府による城郭の一律管理を行なう体制が確立されたのである<sup>46</sup>。細川氏はそれに従う形で端城を破却する一方、島津氏ももう一つの課題である、大量の郷士の対策を克服せんが為外城の拠点的城館の建物を破却するに留まり、兵力を温存させる策をとった。その結果、外城制度と呼ばれる端城制度が、実質的に明治維新まで残った。

註

(1) 中井均 「織豊系城郭の画期」、村田修三編集 『中世城郭研究論集』、新人物往来社、一九九〇年

(2) 中近世移行期に関する諸問題について、様々な視点で考察されてきた。藤木久志氏は豊臣秀吉に出された「惣無事令・刀狩令・喧嘩停止令・海賊禁止令のいわゆる「豊臣平和令」によって、それらに従わない戦国大名にのみ平定を行い、統一を実現したと指摘している(藤木久志 『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版、一九八五年)。また、藤田達生氏はその藤木氏の視点に踏まえ、秀吉が実施した「国分け」により、豊臣政権が地域において確立し、近世化に繋がったと指摘している(藤田達生 『日本近世国家成立史の研究』、校

倉書房、二〇〇一年)。

(3) 外城制度の主な先行研究として、原口虎雄 「薩摩藩の外城制度と麓」 『歴史手帖』、名著出版、一九八〇年・桑波田興 「薩摩藩外城制度に関する一考察」、宮本又次編 『藩社会の研究』、ミネルヴァ書房、一九七〇年などが挙げられる。

(4) 「上井覚兼日記」上、『大日本古文書』、岩波書店、一九五四年、二〇〇頁

(5) 『城歩きハンドブック』、新人物往来社、二〇〇五年、一〇一頁

(6) 「旧記雑録」後編二、『鹿児島県史料』鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九八三年、二六五頁

(7) 福島金治 『戦国大名島津氏の領国形成』、吉川弘文書、一九八八年、二八三頁

(8) 馬部氏は、戦国期毛利氏の領国支配において、「検使」の役割について考察した。それには、毛利家譜代を中心に構成される検使が、端城を普請する際の監査役としての役割以外にも、その端城に在番する在番衆の監視役としての役割を果たしていた事を指摘している。そして、検使が城普請以外にも、国衆同士の相論や寺社普請にも関与しており、さらに毛利氏が国衆の要請により、検使を派遣する事で、領国内の基盤の強化を図ったと考えた(馬部隆弘 「戦国期毛利氏の領国支配における「検使」の役割について」、『ヒストリア』第一九二号、大阪歴史学会、二〇〇四年)。

また三重野氏は、豊後大友氏にも、領国内の防衛戦略上必要不可欠な城郭を、直接統治するために、「城誘(しろごしらえ)」と呼ばれる、改修作業を行い、そこを拠点に大友氏独自の領域支配体制である、「政所」として、「検使」が派遣された<sup>47</sup>。そこで三重野誠

氏は、「城誘」が大友氏の領国支配において、完全に掌握するのに、必要な作業であったと指摘した。そして、他の領主の所有であった城館に城誘をし、またこの作業を在地の武士団に賦課させる事によつて、在地の国人領主をも求心的に掌握したと考えた（三重野誠『大名領国の支配構造』、校倉書房、二〇〇二年）。

(9) 重永卓爾「穎娃城破却年次と「穎娃御城取検者」をめぐって」、『南九州の城郭』第四号

南九州城郭談話会、一九九七年

(10) 『旧記雑録』後編三、七三九頁

(11) 「穎娃城」『日本城郭大系』第一八巻

(12) 註九参照

(13) 『日本国語大辞典』七、小学館、二〇〇一年、五〇九頁

(14) 『旧記雑録』後編三、三四七頁・三四八頁・三四九頁・三五〇頁

(15) 『旧記雑録』後編三、三六一頁・三六二頁

(16) 註七参照

(17) 『旧記雑録』後編三、四九六頁

(18) 『旧記雑録』後編三、五七六頁

(19) これは、豊臣秀吉が天正十五（一五八七）年五月十三日に弟・秀長にあてた朱印状にある。朱印状は、十四か条からなり、その中の城郭政策に関するものが挙げられているうち豊後・豊前を見ると、

(A) 一、豊後國にて、去年以来、表裏を仕候者之儀は城を受取、

可致破却其中にも城を置候はで不叶城は大友左兵衛身に成候者に相持せ可然候哉、夫は左兵衛督と致談合可為分別次第事

(B) 一、肥後、筑後、筑前三ヶ國には城を楯城主夫々に被仰付

被入置博多の近所に御在所御普請可被仰候條其方は備前少将、宮内中務法印、蜂須賀阿波守、尾藤左衛門、黒田堪解由、右之者共として、日向、大隈、豊後城普請可申付候併、不入城はわらせ可然事

(C) 一、豊前國之儀、是も不入城はわり、豊後と豊前之間に城一つ馬が岳城と右境目の城と遠候は、其間に一城、豊前之内に可置城普請可有候國々之者共、忠不忠を相糺知行可遣候間、其分心得、諸事無油断申付、細々に少之儀も、以一書御本陣へ、毎日成共、不及思案事、於有之者可申上候、請御返事覚悟可然事

(増補『編年大友史料』第二七巻、五四六号文書)

とある。ここでは、「不入城（入れざる城）」＝不要な城は破却するように指示している事が分かる。また(A)では、去年以来つまりは、九州平定で大友・豊臣方に反逆的なものに対し、城を受け取り破却し、必要な場合は大友左兵衛（義統）の身に任せ、相談した上で残す事が明示されている。(B)もこれにあてはまる。そこで注目すべきは、(C)で「忠不忠を相糺知行可遣候間、其分心得、諸事無油断申付」とあるように、今後豊臣政権に対して忠義を選別し、それに応じて知行を認めるといふ点である。そして(B)の条文の前には、「豊後國は大友左衛督に、一職に出し候間諸事置目左兵衛ため可然様にいたし候て可然候事」とあるように、豊後の事は義統に任せたとある事は、城を破却する事も知行を宛がうも大友氏が独自にしたという事になる。このように、秀吉の城郭政策では城割りの決定が秀吉に所領が安堵された、即ち承認された戦国大名独自の判断に任せられた事が窺える。一方で、史料

一 (C) では、「豊後と豊前之間に城一つ馬が岳城と右境目の城と遠候はゞ其間城、豊前之内に可置城普請可有候國々之者共、」とあるように、豊前馬が岳城と豊後との国境までの間に、豊前側に一城設ける事を明記している。

このように、秀吉による城郭政策の結果、全国規模で破却が行われた。つまり、一国に一城を原則とする「一国一城体制」が形成された事になる。しかしそれは、徳川政権期に出された、「一国一城令」とは異なり強制力を持たず、朱印状のように、不必要の城館は破却し、一郡あたりに一城とするのが定着されていたようである。しかもそれを判断するのは承認された大名に任すという、不徹底なものであった。

- (20) 註五参照、一〇二頁
- (21) 野田は寛文中(一六六一〜一六六七)、長嶋は明暦三(一六五七)年に出水から分立した。
- (22) 「慶長十七年出水衆中軍役高帳」『出水郷土誌資料編第一輯』、出水市、一九六五年
- (23) 「元和六年出水衆中軍役高帳」註二三
- (24) 註七参照
- (25) 桑波田興「薩摩藩外城制度に関する一考察」、五一頁。
- (26) 堂込秀人「中世山城と近世遺物」、『研究紀要縄文の森から』創刊号、鹿児島県立理蔵文化財センター、二〇〇三年、九七頁
- (27) 「庄内地理志」巻七四、『都城市史』資料編近世三、都城市史編纂委員会、二〇〇三年八九〇頁
- (28) 若山浩彰「近世から見上げた城館」、二〇〇三年度鹿児島国際大学生涯学習センター特別講演会報告書、二〇〇四年

(29) 註二六参照

- (30) 「庄内地理志」巻八四、一二〇八頁
- (31) 「庄内地理志」巻七四、八九〇頁
- (32) 二〇〇四年八月五日撮影
- (33) 『三国名勝図會』第二巻、青潮社、一九八二年、三頁・四頁
- (34) 三木靖「研究資料より見た本県の中世城館跡」『鹿児島県の中世城館』、鹿児島県教育委員会、一九八七年、二五頁
- (35) 『鹿児島県の中世城館跡』(鹿児島県埋蔵文化財調査報告書四三)、鹿児島県教育委員会、一九八七年
- (36) 『三国名勝図會』第二巻、二六頁
- (37) 「莫弥城」『日本城郭大系』第一八巻
- (38) 『三国名勝図會』第二巻、一三三頁・一三三頁
- (39) 『三国名勝図會』第二巻、一三一頁・一三四頁
- (40) 「木牟礼城」、『日本城郭大系』第一八巻
- (41) 『三国名勝図會』第二巻、一三七頁・一三八頁
- (42) 細川氏の城郭政策については、拙稿「慶長期豊前における細川氏の城郭政策と端城普請」豊後国高田城を事例に、『大分県地方史』第一九七号、大分県地方史研究会、二〇〇六年にて詳細に論じているので、参照にされたい。
- (43) 南九州地域に於いては、立地環境がシラス台地・丘陵上に多く存在している。また、曲輪一つ一つが大きく、曲輪ごとに「〇〇城」、「〇〇屋敷」といった独自の名称が付けられている。つまり独自性が強く、それぞれの曲輪が集合して一つの城郭が成立する群郭式と呼ばれる地域的特徴を持っている。さらに当時の城館の様子を窺う史料として、一六世紀にこの地域に赴いた、宣教師やポ

ルトガル人商人の記録などの良好な史料が残っている。

そして、この地域の特徴から、千田嘉博氏や村田修三氏らが「九州館屋敷型」・「南九州型」と提唱している。しかし、三木靖氏が指摘しているように、このように定義づけするためには、縄張り論以外で、この地域独自の領主と家臣との主従関係を見つけないければならない事が、問題となっている。（三木靖「中世城郭と近世住民」、『南九州城郭研究』、南九州城郭談話会、二〇〇〇年）

(44) 木島孝之『城郭の縄張りと権力』、九州大学出版、二〇〇一年

(45) 宮武正登「九州における織豊系城郭研究一〇年の現状と課題」、

『織豊城郭』第一〇号織豊期城郭研究会、二〇〇三年、同著「豊臣城郭の地方伝播の契機と内容」、『第六回北部九州中近世城郭研究会資料集』、二〇〇五年一月一二日・一三日、於佐賀県立肥前名護屋城博物館

(46) 福田千鶴氏は、島原・天草の乱後に出された寛永の一国一城令で、

古城を徹底破却した事により、徳川政権の政策意図の到達点とし、正保城絵図の徴収は城郭政策の安定を示したものだ」と指摘した。また、正保城絵図の作成により、幕府の大名居 城が格段に掌握された」と評価しつつも、山本博文氏による「政策の契機が対外の緊張関係によるもの」という指摘と、一七世紀の城郭政策が緊急課題として役割が終えつつあったという指摘から得るものがあるとし、城絵図の作成は、徳川政権の城郭政策が正統化された証明であると、考察している。（福田千鶴「一七世紀初頭における城郭政策の展開―城破りの視点から―」、『論集 きんせい』第一七号、一九九五年）

【付記】

本稿は、筆者が提出した平成一七年度修士論文の一部を加筆・訂正したものである。本稿を含め修士論文作成にあたって、指導教官である史学科白峰旬先生をはじめ、御理解と御指導をして下さった、多くの方々に厚く御礼申し上げます。

なお、本稿では城館と城郭を並立して使用した。これは城郭史においても「城郭」と「城館」の区別が、未だはつきりしないからであり、本稿では並立して用いた。